平成26年度の申請は３月31日㈫まで

不妊治療費助成制度

詳しくはお問い合わせください
問い合わせ　保険医療助成課
☎229-3158　FAX229-5001

特定不妊治療費(体外受精・顕微授精)、一般不妊治療費(人工授精)の助成

不妊症の治療を受ける人の経済的負担を軽減するため、保険適用外の特定不妊治療(体外受精・顕微授精)、一般不妊治療(人工授精)に係る治療費の一部を県と市が助成します。

内容など

			三重県特定不妊治療費助成事業	津市不妊治療費助成事業
助成内容			体外受精・顕微授精の治療費のうち、保険適用外の自費分の一部を県が助成(ただし、採卵に至った場合が対象)	体外受精・顕微授精・人工授精の治療費のうち、保険適用外の自費分の一部を市が助成(ただし、体外受精・顕微受精は採卵に至った場合が対象)
対象者			次の全ての要件を満たす人 ●法律上の夫婦 ●夫婦双方または一方が市内に居住していること ●夫婦の前年(１～５月の申請は前々年)の所得の合計額が730万円未満の人(諸控除があります) ●指定医療機関で治療を受けた人	次の全ての要件を満たす人 ●法律上の夫婦 ●夫婦双方または一方が市内に居住していること ●夫婦の前年(１～５月の申請は前々年)の所得の合計額が730万円未満の人(諸控除があります) ●体外受精・顕微授精は、指定医療機関で治療を受けた人
助成金額			●１回の治療につき15万円(治療内容によっては７万5,000円)を上限に助成	10万円を上限に次の内容で助成 ●体外受精・顕微授精…三重県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額 ●人工授精…費用の３分の２(医師が人工授精を開始すると決定した時から一定期間継続した治療が対象)
助成回数	平成26･27年度(移行期間)	新規に申請する人	●39歳以下…通算６回、年間制限なし ●40歳以上…初年度３回まで、２年目２回まで。平成27年度に初めて申請する場合は、初年度３回まで	●39歳以下…通算６回、年間制限なし ●40歳以上…初年度３回まで、２年目２回まで。平成27年度に初めて申請する場合は、初年度３回まで
助成回数	平成26･27年度(移行期間)	平成25年度までに申請した人	●年齢制限なし ●年２回まで、通算５年10回まで	●年齢制限なし ●年１回、通算５年５回まで
助成回数	平成28年度以降	全ての人	●39歳以下…通算６回、年間制限なし ●40歳以上43歳未満…通算３回、年間制限なし	●39歳以下…通算６回、年間制限なし ●40歳以上43歳未満…通算３回、年間制限なし

※年齢は、初めて特定不妊治療費の助成を受けたときの治療開始日時点での妻の年齢で判断します。
※市の助成回数は、体外受精・顕微授精・人工授精を通算します。
※平成28年度から、43歳以降に開始した治療については助成対象外となります。

男性不妊治療費の助成

助成内容

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に至る過程の一環として行われる、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術(ＴＥＳＥやＭＥＳＡ)などに係る保険適用外の治療費を助成

助成額

県と市が助成する特定不妊治療費助成に加算して、５万円を上限に助成

第２子以降の特定不妊治療費の助成

助成内容

１人以上の実子がいる夫婦で、平成26年７月１日以降に初めて特定不妊治療費助成を申請し、通算助成回数の上限に達した人については助成回数を延長し、通算して８回まで助成

- 39歳以下…通算６回に達した場合は２回延長
- 40歳以上43歳未満…通算３回に達した場合は５回延長(ただし、平成28年度以降に初めて申請する人が対象)

助成額

１回の治療につき15万円(治療内容によっては7万5,000円)を上限に助成